

令和4年3月10日
健康部生活衛生課

江東区食品衛生検査施設に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

江東区保健所で行っている食品、添加物等の検査業務の一部（理化学検査）の外部委託に伴い、食品衛生検査施設に設置すべき設備の見直しを行うとともに、規定を整備するため、本条例を一部改正する。

2 改正の概要

食品衛生検査施設に備えるべき設備について、所要の規定整備を行う。

- (1) 理化学検査室や検査機器等の取り扱いについて、食品衛生法施行規則第36条と同様に、検査業務を外部機関に委託した際に適用すべき、ただし書きを加える。（第3条関係）
- (2) その他規定を整備する。（第3条・第4条関係）

3 施行期日

令和4年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

(参考)

食品衛生法施行規則（昭和23年7月13日厚生省令第23号）

第六章 食品衛生検査施設

第三十六条 令第八条第二項第一号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、法第二十九条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が他の都道府県若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。

一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

二 純水装置、定温乾燥器、デイープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

② 令第八条第二項第二号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

江東区食品衛生検査施設に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(食品衛生検査施設の設備)</p> <p>第3条 食品衛生検査施設には、次に掲げる設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 理化学検査室、微生物検査室、<u>動物飼育室及び事務室</u></p> <p>(2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の<u>法第28条第1項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験</u>（以下「試験」という。）<u>のために必要な機械及び器具</u></p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(食品衛生検査施設の設備)</p> <p>第3条 食品衛生検査施設には、次に掲げる設備を備えなければならない。<u>ただし、法第29条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が東京都若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 理化学検査室、微生物検査室、<u>事務室等</u></p> <p>(2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の<u>検査又は試験のために必要な機械及び器具</u></p>

(職員の配置)

第4条 食品衛生検査施設には、試験のために必要な職員として、次の各号のいずれかに該当する者を配置する。

(1)・(2) (略)

(職員の配置)

第4条 食品衛生検査施設には、検査又は試験のために必要な職員として、次の各号のいずれかに該当する者を配置する。

(1)・(2) (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。